令和５年度　保育施設利用申込みのご案内

　令和５年度の保育施設を利用するための手続きは以下のとおりです。

１．「教育・保育給付認定」を受ける必要があります（「施設利用申込書」に、この手続きも含まれます）

教育・保育給付認定とは

　家庭の状況を認定基準に照らし「保育の必要性はどうか」「施設の利用時間はどのくらい必要か」の認定を行います。

【認定区分と利用できる施設、時間】



注１「なるせ保育園」の開園時間は延長保育の実施により７：００～１９：００です。

注２「なるせ保育園」は８：００～１６：００です。

注３「なるせ保育園」以外の施設利用は広域利用となります。

保育を必要とする（２・３号認定）の基準とは

　保護者が次のいずれかに該当することが必要です。※同居の親族（世帯分離含む）等についても確認します。

□就労（フルタイムのほか、パートタイム、内職・夜間就労すべて）　　□母親の出産等

□保護者の疾病・障がい　　□同居または長期入院等している親族の介護・看護

□災害復旧　　□求職活動　　□就学（職業訓練等含む）　　□虐待やＤＶの恐れがある

□※育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合　　　□その他

※育児休暇中の保育について

　お子さんの成長過程の上でも家庭での保育が大変重要であるため、原則として育児休暇取得期間中は保育施設を利用できませんが、

現在既に保育施設を利用しており、特に必要があると認められる場合には、入園継続を可能とします。

施設を使用できる時間について

　就業時間が短い方などは、「保育短時間」と認定される場合があります。

　「保育短時間」と認定される要件および利用時間等は、次のとおりです。

　【　要　件　】①就労・就学・介護・看護等で、月４８時間（４時間×週３日相当）～１２０時間未満

　　　　　　　　　②求職活動中

　　　　　　　　　　　※要件に該当しない場合でも、希望すれば「保育短時間」の認定となります。

　【利用時間等】最長８時間となりますが、「保育標準時間」の認定よりも保育料が軽減されます。

　　　　　　　　　※保育料については裏面をご確認ください。

（８時間以上の利用には別途料金が追加されます）

■教育・保育給付認定は、申請のあった日から３０日以内に市町村が行わなければなりません。しかし、次年度４月入所に向けた認定事務に関しては審査に時間を要することから、結果は３月上旬に通知させていただきますのでご承諾願います。

２．施設利用申込みについて

≪申込方法≫　教育・保育給付認定・施設利用申込書に必要事項を記入の上、民生課へ提出して

ください。

　　　　　　　　　　　　　※幼稚園等を利用する１号認定の方は、直接、当該施設へお申込みください。

≪受付期間≫　※令和５年度途中の入所申し込みは適宜受け付けしております。

≪利用申込み及び相談≫　※利用の申込み及び相談については、民生課へお問い合わせください。

※「なるせ保育園」以外の施設利用は広域利用となりますのでご相談ください。

３．施設利用の決定について

　子どもの家庭状況を調査のうえ、保育を要する程度の高い子どもから順次決定となります。

　なお、審査にあたっては、教育・保育給付認定基準に基づいて行います。

４．添付書類（保育を必要とする理由を証明する書類）※２・３号認定を受ける必要がある方のみ

　申込書に、次の書類を必ず添付してください。提出されるまで決定できません。

　なお、２人以上の利用を申し込む場合、添付書類は１部で結構です。



５．保育料について

　保育料は、利用児童の父母の市町村民税課税状況によって決定します。（ただし、生計を一にする父母以外の家族（祖父母）などが家計を主宰すると認められる場合は、その家族の課税額も合算し決定します。）

　また、令和元年１０月１日から幼児教育・保育の無償化が始まり、３歳以上児クラスの利用料が無償化の対象となりました。

≪保育料の算定替え≫

　保育料は４月～８月分については令和４年度市町村民税の額、９月以降については令和５年度の税額によって決定します。なお、９月分以降の保育料決定通知は８～９月頃の予定です。

**４月から８月分までの保育料**

令和４年度市町村民税額による算定

算定切替

**９月から翌年３月分までの保育料**

令和５年度市町村民税額による算定

≪納入方法≫

　保育料は、次の方法により、指定の金融機関へ決められた日まで納めてください。

　なお、納入期限は当該月の末日（ただし、土・日・祝日の場合は翌金融期間営業日）です。

　○口座振替・・・指定の口座から毎月末日（ただし、金融機関が休日の場合は翌営業日）に振り替えます。

　　　　　　　　　施設利用決定後に『東成瀬村使用料金口座振替依頼書』により、利用する金融機関の窓口

　　　　　　　　　へ直接お申し込みください。

　○納付書　・・・毎月納入通知書を発行しますので、指定の金融機関へ納めてください。

≪多子世帯の保育料軽減≫

　　　　保育園などを兄弟・姉妹で利用する場合（同時入所）、

　　　　最年長の子どもから順に全額負担、第２子は半額、第３子以降は無料となります。

　○教育時間利用では、年少から小学校３年生までの範囲内でカウントします。

　○保育時間利用施設では、小学校就学前の範囲内でカウントします。

≪その他≫

　保育料の支払が困難な時は児童手当からの特別徴収などもできますので、納付方法について役場民生課へご相談ください。

　保育料は、国が定める基準を上限として、村がこれまでの水準や地域の実情に応じて決定します。

　保育料については、こちらをご覧ください。

≪２・３号利用者（保育園等利用者）保育料≫



※ひとり親家庭、在宅する障害児（者）がいる世帯等のうち、C階層及びD１階層のうち所得割課税額71,101円

未満の世帯は、保育料が減免されますのでご相談ください。

≪すこやか子育て支援事業　保育料助成について≫

　**子育て家庭を経済的に支援するため、秋田県と村が協力し、保育料等を助成しています。なお、保育を必要とする方については、県事業では所得制限があり助成の対象とならない方でも、村では所得制限を撤廃し、独自ですべての方を対象に第１子は利用料１／２の助成、更に第２子以降のお子さんは所得制限を設けず利用料を全額助成しています。**

６．その他

　利用施設決定後または施設利用中に家庭の状況やお仕事の状況が変わった場合は、速やかに民生課までお知らせください。

　また、土曜日に限らず、お仕事がお休みの日はご家庭で過ごす時間を大切にしていただけますようお願いします。

　不明な点などは、お気軽にお問い合わせください。

○問い合わせ先　東成瀬村役場民生課　℡：４７－３４０５